公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２２５１号
横浜市磯子区岡村４丁目20番８号　岡田邸２階
債務者　目黒　智之
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９５号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地１号棟301号
債務者　吉村　圭司
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生井澤　葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２２７６号
横浜市鶴見区駒岡４丁目21番28―207号、旧住所横浜市鶴見区駒岡４丁目20番24―206号
債務者　水納　清次
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　　信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２５号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目57番Ｃ―508号エステ・スクエアさがみ野
債務者　新野　勇一
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１５号
相模原市中央区上溝3943番地３　ドリームハウス202号室
債務者　牧野　嘉次
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５７号
和歌山市西浜1196番地11
債務者　松野みどり
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤あすみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５２号
埼玉県戸田市喜沢２丁目７番地の25
債務者　鈴木　貴之
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳沢　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０４号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目56番地２
債務者　小川　博伸
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８５４号
大阪市中央区宗右衛門町７―17田舎会館５階502号、住民票上の住所堺市堺区神石市之町15番３号
債務者　大本　　学
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲井　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６３３号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地　サウス1014―401号
債務者　石川　知代
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上新一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３１３号
神奈川県鎌倉市岩瀬1363番地８　201
債務者　塚野　直將
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８号
長野県上伊那郡南箕輪村6307番地５
債務者　關　　昭夫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平島　史彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第８０６号
京都市伏見区京町４丁目142番地１　メゾン・サクセス２―D、前住所京都府城陽市平川茶屋裏36番地の１　グリーンサム壱番館1503号
債務者　大木元宏行
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田佳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９３８号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　16棟102号
債務者　濵﨑　秀雄
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　路絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９６２号
京都府城陽市平川広田20番地の26
債務者　庄司　祐也
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
山口県宇部市西梶返３丁目10番59―101号、従前の住所山口県宇部市大字西岐波6494番地52
債務者　糸永　貞亮
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　公哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
山口地方裁判所宇部支部